

仕 様 書

件 名	仙台駐屯地等一般廃棄物 収集運搬処分	仕様書番号	作成年月日
		A - 2 4	令和 8 年 2 月 2 5 日
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日	部隊等名	仙台駐屯地業務隊 管理科営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊仙台駐屯地等から発生する一般廃棄物収集運搬処分について適用する。

2 実施場所

宮城県仙台市宮城野区南目館 1 - 1 陸上自衛隊仙台駐屯地
宮城県仙台市宮城野区南目館 1 - 1 自衛隊仙台病院

3 一般事項

請負者は、各関係自治体の条例等規則を遵守し、下記収集物項目を処分すること。ただし、4 - (2)・(3)一般廃棄物（再資源化対象）については焼却処分及び埋立等することなく再資源化すること。また、再資源化に際し、当然なすべき事項は本仕様書に記載がなくとも積極的に実施すること。

4 収集物項目及び予定数量

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 一般廃棄物（可燃物） | |
| 可燃ごみ | 2 8 0 , 0 0 0 k g |
| (2) 一般廃棄物（再資源化対象） | |
| ビン類（化粧品、薬品容器等を除く） | 6 0 0 k g |
| (3) 一般廃棄物（再資源化対象） | |
| ミックスペーパー類 | 3 , 0 0 0 k g |

5 一般仕様

(1) 分別集積

分別に際しては、官側で実施するものとし、簡易的な洗浄を行ったものを集積する。なお、集積場所は、官側担当者の指示する集積場とする。

(2) 収 集

収集運搬回数は、仙台駐屯地及び仙台病院は毎日収集を原則とし、その他官側の要請による臨時回修及び収集量による回収の調整は、官側と協議のうえ決定する。

また、収集時間についても官側より支持する時間に収集を実施する。

(3) 収集物の混載制限

請負者は、運搬時に駐屯地等から回収した収集物を他企業等の収集物と混載してはならない。

(4) 搬出数量

搬出に際し、官側担当者の立会のもと、搬出数量の計量を請負者側が実施する。その際、計量器は請負者側で準備すること。なお、計量結果については、その都度官側へ書面で通知すること。また、収集業務上必要な書類等がある場合も、その都度官側へ通知する。

6 搬出運搬

搬出に際し、官側の作業等支障が出ないように十分に調整をし、搬出を行うものとする。可燃物（草・枝のみ）の収集運搬場所については、官側担当者が指定する場所とする。また、運搬に際しては、駐屯地内制限速度、飛散防止措置及び積載物落下防止の措置を十分に考慮するものとする。

7 再資源化

4－(2)・(3)については、請負者の負担において中間処理を実施し、収集物の形態に応じた再資源化を徹底すること。

8 資 格

本役務を実施するにあたり、請負者の資格を「一般廃棄物収集運搬業」の許可を得たものと定める。

9 その他

本仕様書により、収集運搬処分を実施し、疑義が生じた場合、速やかに官側へ報告し協議すること。また、物品等に破損汚損を生じた場合は、速やかに官側担当者へ報告し現状に復すること。

10 提出書類

- | | | |
|-----|------------------|-----|
| (1) | 一般廃棄物収集報告書 | 1 部 |
| (2) | 集計表 | 1 部 |
| (3) | 一般廃棄物収集運搬業許可証（写） | 1 部 |
| (4) | その他官側担当者の指示する書類 | |